

令和 7 年第 2 回市議会（定例会） 議案（条例関係） 新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その1）

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その1)

議案第 47 号	堺市市税条例の一部を改正する条例	1
議案第 48 号	堺市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例	11
議案第 49 号	堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	13
議案第 50 号	堺市住宅まちづくり審議会条例の一部を改正する条例	15
議案第 51 号	堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の 資格に関する条例の一部を改正する条例	17
報告第 4 号	堺市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について	19

<議案第47号 堺市市税条例の一部を改正する条例>

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（所得控除） 第13条 前条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、法第314条の2の規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除する。 （税額控除） 第17条 （略） 2 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合においては、法第314条の7の規定により控除すべき額を、その者の第14条及び前項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 (1)・(2) （略） (3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金<u>（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第1項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）</u>のうち、市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金であつ	（所得控除） 第13条 前条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、法第314条の2の規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額、<u>特定親族特別控除額</u>及び基礎控除額を控除する。 （税額控除） 第17条 （略） 2 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合においては、法第314条の7の規定により控除すべき額を、その者の第14条及び前項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 (1)・(2) （略） (3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金<u>並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金</u>のうち、市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金であつて、市民

て、市民の福祉の増進に寄与すると認められるものとして、市長が指定するもの（以下「指定寄附金」という。）

3～9 （略）

（市民税の申告等）

第18条 第8条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、法第317条の2第1項の申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（政令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で法第292条第1項第8号の控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せ

の福祉の増進に寄与すると認められるものとして、市長が指定するもの（以下「指定寄附金」という。）

3～9 （略）

（市民税の申告等）

第18条 第8条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、法第317条の2第1項の申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（政令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で法第292条第1項第8号の控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額

て雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第17条第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第8条の2に規定する者については、この限りでない。

2～7 （略）

（市民税の減免等）

第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市民税の全額負担に堪えることが困難であると認める者については、当該各号に定めるところにより、市民税を減免する。ただし、第1号から第3号まで及び第7号から第9号までに規定する減免については、当該事由が生じた日前に納期限が経過している市民税（特別徴収に係るものにあつては、その日の属する月までの市民税）を除くものとする。

(1) （略）

(2) 失業者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第10条第1項に規定する求職者給付の受給資格を有する者及びこれに準ずる者をいう。）で、当該減免を受けようとする市民税の賦課期日の属する年（以下この項において「賦課期日の属する年」という。）中の

（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第17条第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第8条の2に規定する者については、この限りでない。

2～7 （略）

（市民税の減免等）

第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市民税の全額負担に堪えることが困難であると認める者については、当該各号に定めるところにより、市民税を減免する。ただし、第1号から第3号まで及び第7号から第9号までに規定する減免については、当該事由が生じた日前に納期限が経過している市民税（特別徴収に係るものにあつては、その日の属する月までの市民税）を除くものとする。

(1) （略）

(2) 失業者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第10条第1項に規定する求職者給付の受給資格を有する者及びこれに準ずる者をいう。）で、当該減免を受けようとする市民税の賦課期日の属する年（以下この項において「賦課期日の属する年」という。）中の

合計所得金額の見込額が賦課期日の属する年の前年の給与所得金額の10分の7以下に減少し、かつ、その者の前年の合計所得金額

(法第314条の2第2項に規定する基礎控除額に相当する額を控除した後の金額とする。ただし、次に掲げる者の区分に応じ、当該金額からそれぞれ次に定める額を控除した後の金額とする。以下この号、次号、第8号及び第9号において同じ。)が2,800,000円以下の者 前年の合計所得金額に応じ、規則で定める割合を減免

ア～オ (略)

(追加)

カ (略)

(3)～(10) (略)

2～5 (略)

(法第349条の3第27項等の条例で定める割合)

第33条 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号。以下「令和6年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（以下「令和6年新法」という。）第349条の3第27項に規定する家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 令和6年新法第349条の3第28項に規定する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、

合計所得金額の見込額が賦課期日の属する年の前年の給与所得金額の10分の7以下に減少し、かつ、その者の前年の合計所得金額

(法第314条の2第2項に規定する基礎控除額に相当する額を控除した後の金額とする。ただし、次に掲げる者の区分に応じ、当該金額からそれぞれ次に定める額を控除した後の金額とする。以下この号、次号、第8号及び第9号において同じ。)が2,800,000円以下の者 前年の合計所得金額に応じ、規則で定める割合を減免

ア～オ (略)

カ 法第314条の2第6項の特定親族特別控除額がある者 法第314条の2第1項第12号にそれぞれ定める金額

キ (略)

(3)～(10) (略)

2～5 (略)

(法第349条の3第27項等の条例で定める割合)

第33条 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）第1条の規定による改正後の地方税法（以下「令和7年新法」という。）第349条の3第27項に規定する家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 令和7年新法第349条の3第28項に規定する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、

2分の1とする。

- 3 令和6年新法第349条の3第29項に規定する事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。

（固定資産税の減免）

第42条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち必要があると認めるものについては、当該各号に定めるところにより、固定資産税を減免する。ただし、第1号、第2号、第4号から第7号まで、第12号の2、第17号から第20号まで、第24号、第25号及び第27号に規定する減免にあつてはこれらの規定に該当する事由が生じ、又は所有する固定資産（第31条第1項の規定により所有者とみなされて固定資産税が課されるものを含む。以下この条において同じ。）がこれらの規定に該当することとなった日前に納期限が経過している固定資産税について、第8号から第12号まで、第13号から第16号まで、第21号から第23号まで及び第26号に規定する減免にあつてはこれらの規定に該当する固定資産となった日の属する年度分及び当該固定資産となった日以後最初に到来する賦課期日の属する年度分の固定資産税については、減免しない。

(1)～(12) （略）

(12の2) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第2条第1項の規定により経済産業大臣の指定を受けた伝統的工芸品（同条第2項の規定により本市が伝統的工芸品の製造され

2分の1とする。

- 3 令和7年新法第349条の3第29項に規定する事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。

（固定資産税の減免）

第42条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち必要があると認めるものについては、当該各号に定めるところにより、固定資産税を減免する。ただし、第1号、第2号、第4号から第7号まで、第12号の2、第17号から第20号まで、第24号、第25号及び第27号に規定する減免にあつてはこれらの規定に該当する事由が生じ、又は所有する固定資産（第31条第1項の規定により所有者とみなされて固定資産税が課されるものを含む。以下この条において同じ。）がこれらの規定に該当することとなった日前に納期限が経過している固定資産税について、第8号から第12号まで、第13号から第16号まで、第21号から第23号まで及び第26号に規定する減免にあつてはこれらの規定に該当する固定資産となった日の属する年度分及び当該固定資産となった日以後最初に到来する賦課期日の属する年度分の固定資産税については、減免しない。

(1)～(12) （略）

(12の2) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第2条第1項の規定により経済産業大臣の指定を受けた伝統的工芸品（同条第2項の規定により本市が伝統的工芸品の製造され

る地域として定められているものに限る。)の製造、加工又は販売を業とする者により設立された中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に規定する組合が設置する伝統的工芸品の産業の振興に寄与する家屋及びその敷地に供されている土地で規則で定めるもの 免除

(13)～(27) (略)

2～5 (略)

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第61条 1～7 (略)

8 原動機付自転車等の販売業者は、商品である原動機付自転車等を試乗し、又は回送する場合においては、市長に対し、その旨を記載した申告書を提出し、試乗標識の交付を受け、これを当該原動機付自転車等の車体の見やすい箇所に取り付けていなければならない。この場合における試乗標識の取扱いについては、前2項の規定を準用する。

9 (略)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第3条の2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得された令和6年新法附則第15条第2項第1号に規定する総務省令で定める污水又は廃液の処理施設に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

る地域として定められているものに限る。)の製造、加工又は販売を業とする者により設立された中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に規定する組合が設置する伝統的工芸品の産業の振興に寄与する施設で規則で定めるものの用に供されている家屋及びその敷地に供されている土地 免除

(13)～(27) (略)

2～5 (略)

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第61条 1～7 (略)

8 原動機付自転車等の販売業者は、商品である原動機付自転車等を試乗し、又は回送する場合においては、市長に対し、その旨を記載した申請書を提出し、試乗標識の交付を受け、これを当該原動機付自転車等の車体の見やすい箇所に取り付けていなければならない。この場合における試乗標識の取扱いについては、前2項の規定を準用する。

9 (略)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第3条の2 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和6年法律第41号)の施行の日から令和8年3月31日までの間に取得された令和7年新法附則第15条第2項第1号に規定する総務省令で定める污水又は廃液の処理施設に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

- 2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得された令和6年新法附則第15条第2項第5号に規定する総務省令で定める除害施設に係る同号の条例で定める割合は、5分の4とする。
- 3 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第25条に規定する認定事業により新たに取得された令和6年新法附則第15条第14項本文に規定する政令で定める家屋又は償却資産に係る同項本文の条例で定める割合は、5分の3とする。
- 4 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得された令和6年新法附則第15条第25項第1号イからニまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 5 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得された令和6年新法附則第15条第25項第2号に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、7分の6とする。
- 6 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得された令和6年新法附則第15条第25項第3号イからハまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 7 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得された令和6年新法附則第15条第25項第4号イからハまでに掲げる特定再

- 2 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の施行の日から令和8年3月31日までの間に取得された令和7年新法附則第15条第2項第5号に規定する総務省令で定める除害施設に係る同号の条例で定める割合は、5分の4とする。
- 3 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第25条に規定する認定事業により新たに取得された令和7年新法附則第15条第14項本文に規定する政令で定める家屋又は償却資産に係る同項本文の条例で定める割合は、5分の3とする。
- 4 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得された令和7年新法附則第15条第25項第1号イからニまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 5 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得された令和7年新法附則第15条第25項第2号に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、7分の6とする。
- 6 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得された令和7年新法附則第15条第25項第3号イからハまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 7 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得された令和7年新法附則第15条第25項第4号イからハまでに掲げる特定再

生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 平成29年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得された令和6年新法附則第15条第28項に規定する地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるものに係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日から令和7年3月31日までの間に設置された令和6年新法附則第15条第32項に規定する政令で定める市民緑地の用に供する土地に係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

10 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に都市再生特別措置法第46条第3項第2号に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体により整備された令和6年新法附則第15条第38項に規定する政令で定める滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。

（サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対する固定資産税の減額）

第3条の2の2 平成27年4月1日から令和7年3月31日までの間に新築された令和6年新法附則第15条の8第2項に規定する政令で定めるサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 平成29年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得された令和7年新法附則第15条第28項に規定する地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるものに係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日から令和9年3月31日までの間に設置された令和7年新法附則第15条第32項に規定する政令で定める市民緑地の用に供する土地に係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

10 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に都市再生特別措置法第46条第3項第2号に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体により整備された令和7年新法附則第15条第37項に規定する政令で定める滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。

（サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対する固定資産税の減額）

第3条の2の2 平成27年4月1日から令和9年3月31日までの間に新築された令和7年新法附則第15条の8第2項に規定する政令で定めるサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

(大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額)

第3条の2の3 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に
令和6年新法附則第15条の9の3第1項に規定する工事が行われた
同項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る同項
の条例で定める割合は、3分の1とする。

(大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の
規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の10 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンショ
ンに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けよう
とする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了し
た日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附
則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければ
ならない。

(1)～(5) (略)

(追加)

(大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額)

第3条の2の3 令和5年4月1日から令和9年3月31日までの間に
令和7年新法附則第15条の9の3第1項に規定する工事が行われた
同項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る同項
の条例で定める割合は、3分の1とする。

(大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の
規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の10 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンショ
ン(以下この条において単に「特定マンション」という。)に係る区
分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者
は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から
3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条
第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない
い。

(1)～(5) (略)

2 市長は、特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前
項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適
正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第
1項に規定する管理組合の管理者等から前項に規定する期間内に同項
の書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の
9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の
規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例) 第5条の2 <u>令和6年改正法</u>附則第21条第1項の規定により、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は適用しない。 (新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例) 第23条 (略) (追加)	(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例) 第5条の2 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号。以下「令和6年改正法」という。)</u>附則第21条第1項の規定により、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は適用しない。 (新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例) 第23条 (略) <u>(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)</u> 第24条 <u>令和8年4月1日以後に第65条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ(第65条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、法第466条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。)に係る第66条第1項の製造たばこの本数の計算方法等は、同条第2項の規定にかかわらず、当分の間、法附則第30条の3に定めるところによる。</u>
--	--

<議案第４８号 堺市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例>

堺市立幼保連携型認定こども園条例（平成２８年条例第３３号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表（第２条関係）		別表（第２条関係）	
名称	位置	名称	位置
（略）		（略）	
堺市立東陶器こども園	堺市中区 <u>福田</u>	堺市立東陶器こども園	堺市中区 <u>陶器北</u>
（略）		（略）	

< 議案第 4 9 号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 >

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成 2 5 年条例第 4 号）新旧対照表

現 行				改正後（案）			
別表（第 2 条、第 3 条、第 4 条関係）				別表（第 2 条、第 3 条、第 4 条関係）			
1 市長の附属機関				1 市長の附属機関			
附属機関	担 任 事 務	委員の定数	委員の任期	附属機関	担 任 事 務	委員の定数	委員の任期
(略)				(略)			
堺市景観賞 選考委員会	(略)			堺市景観賞 選考委員会	(略)		
堺旧港交流 空間創出事 業者選定委 員会	堺旧港交流空間創出事業に 係る事業者の選定について の審議及び審査に関する事 務	5 人以内	委嘱され、又 は任命された 日から事業者 が選定される 日まで	(削る)			
堺市中百舌 鳥駅前北側 広場活用等 事業者選定 委員会	(略)			堺市中百舌 鳥駅前北側 広場活用等 事業者選定 委員会	(略)		
(略)				(略)			
2 ・ 3 （略）				2 ・ 3 （略）			

<議案第50号 堺市住宅まちづくり審議会条例の一部を改正する条例>

堺市住宅まちづくり審議会条例（平成13年条例第12号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<u>堺市住宅まちづくり審議会条例</u> （設置） 第1条 本市における<u>住宅及びまちづくり</u>に関する施策の推進について必要な事項を調査審議するため、<u>堺市住宅まちづくり審議会</u>（以下「審議会」という。）を置く。 （所掌事務） 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。 （1）居住環境の<u>整備</u>に関する事項 （2）・（3） （略） （4）前3号に掲げるもののほか、<u>住宅及びまちづくり</u>に関する政策について市長が必要と認める事項	<u>堺市住生活審議会条例</u> （設置） 第1条 本市における<u>住生活</u>に関する施策の推進について必要な事項を調査審議するため、<u>堺市住生活審議会</u>（以下「審議会」という。）を置く。 （所掌事務） 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。 （1）居住環境の<u>形成</u>に関する事項 （2）・（3） （略） （4）前3号に掲げるもののほか、<u>住生活</u>に関する政策について市長が必要と認める事項

<議案第51号 堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例>

堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（平成24年条例第19号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（布設工事監督者の資格） 第4条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者の資格は、次のとおりとする。 (1)～(10) （略） (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）<u>第34条第1項及び第2項</u>の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） （水道技術管理者の資格） 第5条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。 (1)～(7) （略） (8) 建設業法施行令<u>第34条第1項及び第2項</u>の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの	（布設工事監督者の資格） 第4条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者の資格は、次のとおりとする。 (1)～(10) （略） (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）<u>第37条第1項及び第2項</u>の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） （水道技術管理者の資格） 第5条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。 (1)～(7) （略） (8) 建設業法施行令<u>第37条第1項及び第2項</u>の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

< 報告第 4 号 堺市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について >

堺市市税条例（昭和 4 1 年条例第 3 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（市民税の申告等） 第 1 8 条 1 ～ 6 （略） 7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第 8 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から 6 0 日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を提出させることができる。その申告書の記載事項に異動が生じた場合においても、また同様とする。 (1) ～ (3) （略） (4) 法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）<u>第 2 条第 1 5 項</u>に規定するものをいう。） (5) ・ (6) （略） （種別割の税率） 第 5 6 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が 0 . 0 5 リットル以下のもの又は定格出力が 0 . 6 キロワット以下のもの（<u>エ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,	（市民税の申告等） 第 1 8 条 1 ～ 6 （略） 7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第 8 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から 6 0 日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を提出させることができる。その申告書の記載事項に異動が生じた場合においても、また同様とする。 (1) ～ (3) （略） (4) 法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）<u>第 2 条第 1 6 項</u>に規定するものをいう。） (5) ・ (6) （略） （種別割の税率） 第 5 6 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が 0 . 0 5 リットル以下のもの又は定格出力が 0 . 6 キロワット以下のもの（<u>ウ及びオ</u>に掲げるものを除く。） 年額

０００円 イ ２輪のもので、総排気量が０．０５リットルを超え、０．０９リットル以下のもの<u>又は</u>定格出力が０．６キロワットを超え、０．８キロワット以下のもの 年額 ２，０００円 (追加) ウ ２輪のもので、総排気量が０．０９リットルを超えるもの<u>又は</u>定格出力が０．８キロワットを超えるもの 年額 ２，４００円 エ (略) (2)・(3) (略)	２，０００円 イ ２輪のもので、総排気量が０．０５リットルを超え、０．０９リットル以下のもの <u>(ウに掲げるものを除く。)</u> <u>又は</u>定格出力が０．６キロワットを超え、０．８キロワット以下のもの 年額 ２，０００円 ウ ２輪のもので、総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．０キロワット以下のもの 年額 ２，０００円 エ ２輪のもので、総排気量が０．０９リットルを超えるもの <u>(ウに掲げるものを除く。)</u> <u>又は</u>定格出力が０．８キロワットを超えるもの 年額 ２，４００円 オ (略) (2)・(3) (略)
---	--

令和7年第2回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その1）

令和7年5月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号

1-B2-25-0066

